

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	2:教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	那覇市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	就学援助申請者及び生計同一者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	13
10. 保護評価書の名称	就学援助事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=I&h_no=&kk_name=%E9%82%A3%E8%A6%87%E5%B8%82&ev_name=%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E6%8F%B4%E5%8A%A9&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opp_date_from_gengo=4&opp_dat
12. 委任関係	

執行機関名 那覇市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	就学援助(学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助をいう。別表第3(5)の号において同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(第3条関係)(8)の号 就学援助(学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助をいう。別表第3(5)の号において同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	那覇市就学援助規則(平成17年教育委員会規則第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の(生徒等)がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって(教育の機会均等に寄与する)ことを目的とする。	この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する経済的理由によって就学困難と認められる(児童生徒等の保護者)に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、(義務教育の円滑な実施を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		那覇市就学援助規則(平成17年教育委員会規則第4号)